

各登録講習機関 御中

国土交通省住宅局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した  
建築士定期講習等の実施について

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定、令和3年4月23日変更。以下「基本的対処方針」という。）において、催物（イベント等）の開催制限について、都道府県が設定する規模要件等に沿った開催を行うこと等の方針が示されております。

基本的対処方針の内容を踏まえ、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第24条第2項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関におかれましては、今後の講習の実施について下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 今後の定期講習の実施については、オンライン等による実施方法を活用するとともに、基本的対処方針に基づき、国や都道府県からの要請等に十分留意しつつ、講習会場において感染防止のための取組（待合場所等における密集回避、手指の消毒、マスク着用、室内の換気等）を実施するなど、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期して実施いただきますようお願いいたします。また、感染が疑われる者が発生したことが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所の指導に従い、適切な措置を講じるようお願いいたします。あわせて、受講予定者から受講の延期等の申し出があった場合には柔軟に対応いただくようお願いいたします。

管理建築士講習に係る登録講習機関につきましても、建築士定期講習と同様に、感染防止対策の徹底を図ったうえで実施いただきますようお願い申し上げます。

なお、「建築士定期講習等のオンライン等による実施について（令和2年10月26日付国住指第2562号）」にて通知したとおり、特に講義については、オンライン等であっても講義の実施方法として支障ありませんので、オンライン等による実施方法をご活用いただきますようお願い申し上げます。

これら要請及び上述の建築士法上の取扱いに関する考え方については、建築士関

係団体等を通じて周知していますが、貴機関におかれましても、講習の受講予定者に対して周知いただくようお願いいたします。

2. 業務の実施にあたっては、換気や咳エチケットの徹底等を行うとともに、電子申請又は郵送による申請の受付等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮してください。

なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意してください。

3. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告してください。また、その際、電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えてください。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、小嶋

TEL : 03-5253-8513